

2026年5月29日

お客さま 各位

株式会社 荘内銀行

暗号資産交換業者および資金移動業者への不正送金対策強化のお知らせ

荘内銀行は、2026年6月1日（月）より、特殊詐欺などによる不正送金対策を目的として、暗号資産交換業者および資金移動業者あての振込について、下記のとおり一部制限させていただきますのでお知らせいたします。

近年、インターネットバンキングに係る不正送金をはじめ、投資詐欺や架空料金請求詐欺などにより、多額の被害金が暗号資産交換業者や資金移動業者へ不正に送金される事例が多発しています。この状況を受け、当行は詐欺被害の拡大を防ぐため、支払口座名義と異なる振込依頼人名での暗号資産交換業者および資金移動業者への振込を制限します。

当行は、今後も、特殊詐欺被害への対策の高度化を図るとともに、口座の不正利用等を通じた犯罪収益の収受・隠匿、テロリスト等への資金提供の防止に努めることで、健全な金融システムの維持に取り組んでまいります。

記

1. 実施日

2026年6月1日（月）

2. 制限の対象となる振込

暗号資産交換業者および資金移動業者あての振込のうち、支払口座名義のすべてが振込依頼人名に含まれない場合、制限の対象となります。

<振込依頼人名の具体例>

支払口座名義	振込依頼人名	相違点	振込可否
フィデア タロウ	フィデアタロウ	スペースなし	可
	123 フィデア タロウ	数字の入力	
	フィデア	姓のみ	不可
	フィデア ハナコ	名相違	

3. ご参考

- ・警察庁ウェブサイト

「暗号資産交換業者への不正送金対策の強化に関する金融機関への要請について」

<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/koho/news/20240206.html>

- ・金融庁ウェブサイト

「第三者への資金移動が可能な暗号資産交換業者への不正送金対策の強化について」

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240207.html>

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

荘内銀行 コンタクトセンター フリーダイヤル：0120-1032-39

【受付時間】 平日 9:00～19:00